

諮問番号：令和3年度（収）諮問第1号  
答申番号：令和5年度答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

審査請求人が令和3年12月27日に提起した西尾市長（以下「処分庁」という。）による差押えに関する処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却すべきとの審査庁の判断は妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

令和3年12月17日及び令和3年12月23日に処分庁が審査請求人に対して行った本件処分を取消しとする裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

##### (1) 本件処分のうち、動産にかかる差押処分について

審査請求人はおおむね以下の理由から、本件処分の取消しを求めた。

- ア 年金は差押禁止動産に該当し、民事執行法第131条及び第152条に違反している。
- イ 預金調査の内容に徴収担当者の錯誤があり、適切な判断を求めるが、農協預金は国民年金受取通帳であり、差押禁止預金通帳である。
- ウ 資産の全部を差押えられた状態にあり、収入源は国民年金でしかなく、最低限以下の生活（収入）しかない状態が実情である。

##### (2) 本件処分のうち、不動産にかかる差押処分について

審査請求人はおおむね以下の理由から、本件処分の取消しを求めた。

- ア 資産すべてを差押えたと聞いており、今頃調査して、差押財産が見つかったので差押えする意味が分からない。
- イ 税未納分は物納で納めるしか方法はないと言ってきており、考慮を求めるが聞き入れてもらえなかった。
- ウ 信託財産帰化後の競売に、配当金すべてを未納金に当ててほしいことは伝えており、徴収担当と相続財産管理人との話は聞かされず、放置状態にある。
- エ 信託資産の問題が解消した時点で既存資産が残っていたら、差押え

の錯誤を認めその間の逸失利益を支払うと約束した。

### 第3 処分庁の弁明の要旨

#### 1 弁明の趣旨

本件審査請求の棄却を求める。

#### 2 弁明の理由

##### (1) 動産にかかる差押処分について

本件処分は、公租に対する差押処分のため、民事執行法の適用は受けず、地方税法において「国税徴収法に規定する滞納処分の例による」と規定されていることから、国税徴収法の適用を受ける。このことから、本件処分は、国税徴収法第75条から第78条までの差押禁止財産の規定には抵触していない。

##### (2) 不動産にかかる差押処分について

審査請求人が主張する「不動産の差押は当時の収納担当者の錯誤で行った事で当初約束に変更を求める。」は、本件処分より前に行った不動産差押処分のことを指しており、本件処分とは関係がない。なお、「当初の約束」については、補正書の説明をもってしても内容等が不明である。また、審査請求人の主張に対して事実と異なる点があることやほ場整備、信託資産については、直接関与していないため不知である。

### 第4 審理員意見書の要旨

#### 1 意見書の趣旨

本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 2 意見書の理由

##### (1) 動産にかかる差押処分について

本件処分は、民事執行法第1条に規定する民事執行を行う場合ではなく、地方税法を根拠規定とした公的(税)債権の差押えであるため、審査請求人が主張する民間債権等の差押えを規定する民事執行法における差押えに関する規定の適用はないとしている。したがって、処分庁は審査請求人が主張する民事執行法第131条、第152条に違反しているとはいえない。また、本件処分は年金債権の差押えではなく、預貯金債権の差押えであるとしている。なお、国民年金法第24条ただし書きの規定では、国税滞納処分により差押える場合、老齢年金については差押禁止財産から除外されているため、処分庁の主張は認められることから、

審査請求人が主張する老齢年金については差押禁止財産とはいえない。  
(2) 不動産にかかる差押処分について

処分庁は、審査請求人が所有する土地と隣接し、一団の敷地として使用されていたことを事前に把握しており、亡くなった実母名義であったものを相続人である審査請求人に名義変更したうえ、本件処分を行っている。したがって、西収第1-1021号にかかる土地は、処分庁が新たに調査して発見した不動産ではないと思料される。そのほか、税未納分を物納及び信託財産帰化後の競売の配当金で納めると求めたことや逸失利益を支払う約束については、処分庁は信託の手続きについて直接関与していないため、不知であるとしている。これらの事実関係を証するものが確認されないことから、そのような事実があったとまではいえないと思料される。なお、審査請求書において、ほ場整備にかかる換地処分及び不動産信託に触れているが、これは当該争点と直接関連性がない記載内容であり、本意見書には言及しない。また、審査請求人の反論書では、処分庁が審査請求人の国税徴収法等の規定に基づき処分を執行し、当面の生活費を差押えせずに残すなど、直ちに審査請求人が生活困窮に陥るおそれがないことを確認するとともに、処分庁の対応記録から面談にて相談を受けていることから適切に対応したものと認められ、審査請求人の主張は適当ではない。

## 第5 審査庁の諮問に係る判断の要旨

本件審査請求は審理員意見書に記載のとおり棄却すべきである。

## 第6 調査審議の経過

本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和4年 6月22日 諮問書の受理  
令和4年 7月 1日 主張書面又は資料の提出についての期限通知  
令和4年 7月27日 第1回調査審議  
令和4年 8月 8日 処分庁から資料の收受  
令和4年 8月24日 第2回調査審議  
令和5年 2月 1日 意見陳述等期限通知  
令和5年 4月26日 第3回調査審議  
令和5年 5月24日 第4回調査審議

※審査請求人から意見陳述の申立てがあり、令和4年9月から令和5年4月までの間に意見陳述の期日を設けたが、いずれの期日も審査請求人が欠席し、その後も出席できる目途が立たないため、審査請求人の意見

陳述を行わずに審査会の判断により審議を行った。

## 第7 審査会の判断の理由

### 1 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に従い、処分庁に対して弁明書の提出依頼を行い、審査請求人らに対して弁明書の送付及び反論書、証拠書類等の提出依頼を行うなど、その手続きは適正に行われたものと認められる。

### 2 原処分に係る法令等の規定について

(1) 国民年金法第24条は、「給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、老齢基礎年金又は付加年金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りではない。」旨が定められている。

(2) 民事執行法第1条は、「強制執行、担保権の実行としての競売及び民法その他の法律の規定による換価のための競売並びに債務者の財産状況の調査については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。」とされ、以下の地方税法各条文において、本件処分の差押対象税目が定められている。

ア 個人市県民税：第331条第1項第1号、第2号並びに第3項

イ 固定資産税：第373条第1項第1号、第2号並びに第3項

ウ 軽自動車税：第463条の2第1項第1号、第2号並びに第3項

エ 国民健康保険税：第728条第1項第1号、第2号並びに第3項

### 3 審査会の判断

(1) 本件処分のうち、動産にかかる差押処分について

ア アについて

処分庁の弁明及び審理員意見書のとおり、本件処分は、地方税法を根拠とした租税債権の差押処分であるため、審査請求人が主張する民間債権等の差押えを規定する民事執行法による差押えの規定の適用はない。

イ イについて

本件処分は、年金債権に対して行われた差押処分ではなく、預貯金債権に対する差押処分であり、預貯金債権は差押禁止動産には該当しないから、審査請求人の主張は認められない。

ウ ウについて

本件処分は、当該口座にある預貯金額の全てを差押えしたわけではなく、直ちに審査請求人が生活困窮に陥るおそれがないことを確認されたうえで行われたものであるから、審査請求人の主張は認められない。

エ 以上のことからすると、本件処分のうち動産にかかる差押処分については、処分庁の弁明のとおり、法令に基づき適正に行われたものと考えられる。

(2) 本件処分のうち、不動産にかかる差押処分について

ア 審査請求人の第2、2(2)ア及びイの主張は、これらを裏付ける書面等は存在せず、処分庁も明確に否定していることからすると、本件処分の差押えの時期や方法等に関して審査請求人と処分庁との間で何らかの合意があったとは考えられないから、審査請求人の主張は認められない。

イ 審査請求人の第2、2(2)ウ及びエの主張は、その内容が不明瞭であるが、いずれも審査請求人の信託財産の処分に関わる主張であり、これらは処分庁が直接関与することではないから、本件処分の取消理由になるとは考えられない。

ウ したがって、本件処分のうち不動産にかかる差押処分については、処分庁の弁明のとおり、法令に基づき適正に行われたものと考えられる。

## 第8 まとめ

以上のとおり、審査請求人の主張は認められず、本件処分が違法または不当であるとはいえないから、審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」記載のとおり答申する。

西尾市行政不服審査会

会 長 三 浦 眞 澄

委 員 杉 浦 美 智 子

委 員 中 根 雄 志